

令和4年11月

お客さま 各位

非課税口座約款の改正について

平素は、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、当金庫では、非課税(NISA)口座の廃止手続の簡略化を目的として、「非課税口座約款」を以下のとおり改正しますので、お知らせします。

【改正する約款】

非課税口座約款

【改正日(施行日)】

令和4年10月26日(令和4年12月1日)

【主な改正内容】

個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税(NISA)口座に2018年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合は、2023年1月4日に当金庫に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税(NISA)口座を廃止する取扱いを追加しました。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。



掲示期限：令和5年3月末日